

「財務会計システム・ワークフロー導入に係る基本方針策定支援業務」に係る請負先の公募について

令和2年 10月 13日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

財務部長 松宮 勤生

標記の件について、下記のとおり公告する。

## 1. 目的

独立行政法人中小企業基盤整備機構(以下「機構」という。)では、旅費、謝金及び経費の支払請求並びに会計伝票への登録等について、財務会計システム及び人事システムにて入力、処理を行っている。財務会計システム及び人事システムにて入力した申請情報は、財務会計システムに集約、連携され、財務会計システムから出力した会計伝票により支払処理を行っているところである。

機構においては、昨今のコロナ禍への対応として、機構業務のテレワークやペーパーレス、はんこレスを推進するべく業務改善をすすめているところであるが、財務会計システムでの各伝票処理については、多くの処理を紙伝票に押印することで行っていることから、これら業務について、ワークフローの導入による改善を検討しているところである。

そのため、財務会計システム並びに財務会計システムに関連する人事システムの旅費及び謝金の申請業務について、ワークフロー導入を検討することに併せて、ペーパーレス、はんこレスによる業務改善を図ることを目的として、「財務会計システム・ワークフロー導入に係る基本方針策定支援業務」を調達するものである。

なお、現在、機構にて使用している財務会計システムについては、システムの利用ユーザー数により運用保守費としての、ライセンス保守料の支払いが必要となっている。このことから、現在の財務会計システムの中にワークフローを導入した場合、システムの利用者数が増加することも想定され、現在の財務会計システムの運用保守費が増加することが考えられる。そのため、ワークフロー導入にあたっては、今回検討する申請及び入力業務の一部を、現行の財務会計システムとは別に、新たに構築することで運用保守費用の低減をはかるなど、いくつかの実現方法があることを想定しており、それぞれの実現方法について、構築に係る費用やその運用保守費用の低減効果について、比較検討したうえで、基本方針（案）を策定するものとする。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

「財務会計システム・ワークフロー導入に係る基本方針策定支援業務」

## (2) 業務内容

- ①業務実施準備
- ②基本方針（案）策定までの全体スケジュール作成
- ③ワークフロー導入にて解決を期待する財務会計及び人事システムの課題等情報整理
- ④R F Iに係る情報提供依頼書等の作成支援
- ⑤R F Iに対する回答書とりまとめ
- ⑥構築パターン別事業費、費用削減効果等算定
- ⑦ワークフロー導入に係る基本方針（案）の策定支援
- ⑧技術的支援

## (3) 契約期間

契約締結日～令和3年5月末（予定）

## (4) 履行場所

機構財務部とする。それ以外の場所で作業する場合には、事前に機構と協議すること。

## 3. 参加要件

- (1) 機構の契約事務取扱要領第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

※機構契約事務取扱要領については、次のURLを参照。

<https://www.smrj.go.jp/org/info/bid/contract/index.html>

- (2) 機構の反社会的勢力対応規程（規程22第37号）第2条に規定する反社会的勢力に該当しないこと。
- (3) 機構の令和2・3・4年度競争参加資格において、「役務の提供等：調査・研究(3303)、情報処理(3304)、ソフトウェア開発(3306)」の区分のいずれかに登録された者でランク「A」又は「B」の等級に格付けされている者であること。なお、新たに競争参加資格を登録する者は、令和2年10月30日（金）までに業者登録申請を完了したものに限り。

<https://www.smrj.go.jp/org/info/bid/qualification/index.html>

申請書類の提出後、上記資格等級が判別されるまでの期間は「資格あり」とみなすが、その後の審査結果において資格等級が合致しない結果となった場合については、その段階で「資格なし」となる。なお、全省庁統一資格において当該資格を有する者でランク「A」、「B」又は「C」に格付けされている者は、その資格をもってこの競争に参加できるものとする。

- (4) 経営状況または信用状況などが悪化し、適正な契約の履行に懸念がある者でないこと。
- (5) 機構または官公庁発注契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- (6) 現在、機構の専門家として業務委託契約を締結している者または専門家が役員等に所属する法人に該当する者でないこと。
- (7) 過去3年以内に情報管理の不備を理由に中小機構との契約を解除されている者でないこと。

- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が運営するプライバシーマーク制度の付与適格事業者認定され、「プライバシーマーク」の使用許諾を得ていること。又は、情報セキュリティに関して、ISMS 認証、ISO/IEC27001 認証、JISQ27001 認証、BS7799 認証のいずれかを取得していること。
- (9) 過去 3 年以内に官公庁等の公的機関、独立行政法人等の業務・システムに係る調査・分析、コンサルティング業を元請で行った実績を有すること。
- (10) 現行財務会計システムと同等規模以上のシステム更改又は更改に関する仕様書作成支援業務や工程管理支援業務等を履行した実績を有し、その実績情報を提出できること。
- (11) 令和 2 年 10 月 23 日（金）に実施する仕様説明会に参加していること。

#### 4. 公正中立性の確保

本契約履行の適正さが損なわれないようにすること、及び適正さに疑義が生じないようにするため、本業務の請負者、請負者の親会社・子会社等の関係会社及び本件に参画した要員を雇用する会社は、本件の後続となるシステム構築業務の調達には参加できないものとする。

#### 5. 選考方法

- (1) 本業務の請負者は一般競争（総合評価落札方式）にて決定する。
- (2) 企画提案書の評価審査は、本調達に関して設置する「企画評価委員会」が行う。

#### 6. 選考スケジュール

- |              |                              |
|--------------|------------------------------|
| (1) 請負先公募の公告 | 令和 2 年 10 月 13 日（火）          |
| (2) 仕様説明会    | 令和 2 年 10 月 23 日（金）          |
| (3) 質問書提出期限  | 令和 2 年 10 月 30 日（金） 17:00 まで |
| (4) 質問書回答    | 令和 2 年 11 月 2 日（月）           |
| (5) 企画書提出期限  | 令和 2 年 11 月 11 日（水） 12:00 まで |
| (6) 企画評価委員会  | 令和 2 年 11 月 13 日（金）          |
| (7) 入札       | 令和 2 年 11 月 16 日（月）          |
| (8) 請負契約締結   | 令和 2 年 11 月 20 日（金）          |

#### 7. 仕様説明会

- (1) 開催日時 令和 2 年 10 月 23 日（金） 10 時 00 分～
- (2) 開催場所 中小機構本部 2 階 2 B 会議室

※参加人数の確認のため、仕様説明会に参加希望の場合は【本件に関する問い合わせ・連絡先】の担当者まで e メールにて①社名、②参加人数、③担当者氏名・所属部署名・役職名を明記のうえ、令和 2 年 10 月 22 日（木） 16 時までに必ず連絡すること。

- ・なお、参加人数については、1社あたり最大2名までとする。また、参加企業が多数の場合については、1社あたり最大1名までとする場合がある。
- ・説明会場内では必ずマスクを着用すること。
- ・受付に際して会場入室前に、非接触型体温計を用いて体温測定を行わせていただき、その結果、37.5度以上の方については、入室をご遠慮いただくことがあることに留意すること。

以上

【本件に関する問い合わせ・連絡先】

独立行政法人中小企業基盤整備機構

財務部 経理課

担当：三輪・水岡

E-mail: [keiri-shared@smrj.go.jp](mailto:keiri-shared@smrj.go.jp)

TEL：03-5470-1508

FAX：03-5470-1577